

## 社会福祉法人桐友学園 役員及び評議員等の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桐友学園の役員及び評議員等の報酬について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程でいう役員は、理事及び監事並びに顧問をいう。

### (報酬の総額)

第3条 役員の報酬は、一人あたりの各年度の総額が6,500,000円を超えない範囲とする。

2 評議員の報酬は、一人あたりの各年度の総額が500,000円を超えない範囲とする。

### (理事会及び評議員会の出席)

第4条 役員が理事会又は評議員会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したとき、会計監査人が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

### (役員の報酬)

第5条 役員が理事会又は評議員会出席以外で法人運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

### (評議員の報酬)

第6条 評議員が評議員会出席以外で法人運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

### (理事長及び業務執行理事の報酬)

第7条 理事長が法人業務にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

2 業務執行理事の報酬は、別表3により常勤での勤務に対する給与として支払うものとする。

### (監事の報酬)

第8条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務を行った場合は別表4により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

### (旅費等)

第9条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支払うものとする。

2 旅費は、実費支給とする。

3 業務上必要な経費は、実費を原則とする。

4 旅費等原則として、業務終了後支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い終了後精算することができる。

### (評議員選任・解任委員の報酬)

第10条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表6により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

(会計監査人の報酬)

第11条 会計監査人に対する報酬は、理事会で定める。

(適用除外)

第12条 法人の経営する施設の職員を兼務する理事及び評議員選任・解任委員は、この規程を適用しない。

(改正)

第13条 本規程の改正は、評議員会の議決を得るものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年3月20日から施行する。

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

この規程は、平成23年10月24日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月17日から施行する。

別表1 (理事会・評議員会出席報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	20,000 円	実 費
評議員会出席報酬等	20,000 円	実 費

理事会と評議員会が同日に開催する場合は、併給しない。

別表2 (役員・評議員業務報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費
役員・評議員業務報酬	20,000 円	実 費

別表3 (理事長・業務執行理事報酬)

名 称	報 酬	実費弁償費	摘 要
理事長業務報酬	1 日 25,000 円	実 費	
業務執行理事給与	年額 5,004,000 円	給与規程に準ずる額	年額の 12 分の 1 を月額として支給する。但し、理事会の定める在任期間とする。また、法人経営施設等の職員を兼ねる場合は支給しない。

別表4 (監事監査指導報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費	摘要
監事監査指導報酬等	30,000 円	実 費	

別表5 (出張旅費等)

旅 費	報 酬	宿泊費	その他
実 費	20,000 円	実 費	実 費

別表6 (評議員選任・解任委員会出席報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員選任・解任委員会出席報酬等	20,000 円	実 費

報酬は課税処理の上支払うものとする。

実費弁償費は自宅から業務を行う場所までの交通機関等の費用（実費）とする。

但し、業務執行理事の実費弁償費は給与規程の通勤手当に準じて支給する。

宿泊費は実際に要した経費とする。